

高知県立高知若草特別支援学校【運動部活動の方針】

平成 31 年 3 月策定

1 基本方針

- (1) 運動部活動は学校教育活動の一環として実施され、豊かな人間性を育むことを目的とする。
- (2) スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う。
- (3) 体力の向上や健康の維持増進につなげる。
- (4) 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- (5) 互いに競い、励まし、協力する中で仲間との絆を深め、人間関係の構築や社会性を育む。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 校長は「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、学校のホームページへの掲載により公表する。
- (2) 運動部活動顧問は年間の活動計画を作成し、校長に提出する。
- (3) 校長は運動部顧問を複数人配置し、部活動における健康・安全を確保するとともに、生徒が自主的、自発的に活動できる環境整備に努める。
- (4) 運動部活動顧問は、生徒に対し各種スポーツ大会への案内等を適宜に行い、参加する場合は参加計画書を作成し、事前に校長の承認を得る。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、「運動部活動での指導のガイドライン」及び「運動部活動全体計画ハンドブック」に則り、適切な指導に努める。
- (2) 運動部顧問は、生徒の体力の向上や生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒個々の障害の程度や発達段階等を十分に考慮したうえで、競技種目の特性を踏まえた科学的練習方法の導入等により、短時間で効果が得られる指導を行うよう努める。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 課業期間中の運動部活動実施については、原則、次のように設定する。
 - ① 年間を通して月 2 回程度実施する（H30 年度は水曜日を活動日とし、年間 13 回実施）。
 - ② 活動時間は、15：30 から 17：00 までの 1 時間 30 分程度とする。
 - ③ 定期考査 1 週間前から定期考査終了までは部活動は実施しない。
- (2) 長期休業中には運動部活動は実施しない。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 運動部顧問は、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、時期ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うように努める。
- (2) 校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、高知県立障害者スポーツセンターや総合クラブとき等の地域のスポーツ団体との連携による、学校と地域が共に生徒を育てるという視点に立った、学校と地域が協働した形でのスポーツ環境整備を進める。

6 参加する大会等の精選

- (1) 校長は、体育・スポーツの振興への取組や生徒の教育上の意義を考慮して、参加する大会等を精査する。